

若葉台地区社会福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は旭区若葉台地区社会福祉協議会（以下「本会」という）と称し、事務所を若葉台3丁目2番地 連合会館内に置く。

(目的)

第2条 本会は若葉台地区住民と、福祉に関する組織、団体が協力して、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 地区内における社会福祉課題の調査、対策協議並びにその事業の計画実施
- 2 社会福祉に対する住民の理解と関心を高めるための活動
- 3 ボランティアを含め、地区内諸組織・団体が行う事業に対する協力、支援
- 4 社会福祉に関する各種募金活動への協力
- 5 その他、本会の目的に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は地区住民、本会の目的に賛同する組織・団体又は法人で構成する。

(会議)

第5条 本会は、次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 役員会

(総会)

第6条 総会は次のように定める。

- 1 総会は別表1の代議員をもって構成する。
- 2 総会は定期総会とする。但し臨時総会を開くことが出来る。
- 3 総会は代議員総数の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。
- 4 総会の議決は出席者の過半数の賛成で決定し、可否同数の時は議長の決するところとする。
- 5 総会の議長は、総会に出席した代議員の中から選出する。
- 6 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 決算・事業報告
 - (2) 予算・事業計画
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 理事、役員及び監事の選任
 - (5) その他重要事項の承認

(理事会)

- 第7条 理事会は次のように定める。
- 1 理事会は、総会で選任された理事をもって構成する。
 - 2 理事会は会長が招集し、原則として毎月開催する。
 - 3 理事会は当会の業務を執行する。
 - 4 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 重要な事業計画に関する事項
 - (3) 総会の議決を要しない重要事項
 - (4) 協力員の承認
 - (5) その他

(役員及び監事)

- 第8条 本会は次の役員及び監事を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 事務局長補佐 1名
会計 1名 会計補佐 1名 監事 2名

(役員会)

- 第9条 役員会は次のように定める。
- 1 役員会は前条で規定する役員をもって構成する。
 - 2 役員会は本会の最高執行機関である。
 - 3 役員会は必要に応じて開催することができる。
 - 4 役員会は必要に応じて専門部会を置くことができる。また理事の参画を求めることができる。

(役員、監事及び協力員の職務)

- 第10条 役員、監事及び協力員の職務を次のように定める。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 事務局長は会の事務を処理する。
 - 4 会計は会の経理を処理する。
 - 5 監事は本会の業務及び会計についての監査を行う。
 - 6 協力員は催事を支援する。

(理事、役員任期)

- 第11条 理事、役員及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。また役員又は理事に欠員が生じた時は、理事会で選任する。その任期は前任者の残任期間とする。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、各種交付金及び賛助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(予算)

第13条 本会の予算は、役員会で起案し、総会の議決を受けなければならない。

(決算)

第14条 本会の収支決算は、会計年度終了後会計が作成し、監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(特別会計)

第16条 本会は理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(施行期日)

- 付則
- ① 本会は昭和62年6月6日から施行する。
 - ② 本会則は昭和63年4月30日から一部改正施行する。
 - ③ 本会則は平成元年5月27日から一部改正施行する。
 - ④ 本会則は平成2年5月26日から一部改正施行する。
 - ⑤ 本会則は平成3年5月25日から一部改正施行する。
 - ⑥ 本会則は平成10年5月9日から一部改正施行する。
 - ⑦ 本会則は平成11年5月22日から一部改正施行する。
 - ⑧ 本会則は平成12年5月27日から一部改正施行する。
 - ⑨ 本会則は平成13年5月19日から一部改正施行する。
 - ⑩ 本会則は平成18年5月13日から一部改正施行する。
 - ⑪ 本会則は平成24年5月13日から一部改正施行する。
 - ⑫ 本会則は令和3年5月8日から一部改正施行する。

別表1の代議員

代議員選出所属及び選出数

(2021年度)

所属	代議員数	備考
連合自治会	3	
単位自治会	10	
単位老人クラブ	9	区老連は8名・理事1名、「あかね」1名
民生委員・児童委員協議会	8	
青少年指導員協議会	4	
保健活動推進委員会	4	
友愛活動推進員	2	
スポーツ推進委員会	2	
PTA	2	若葉台小学校、若葉台中学校
当事者団体	1	テクテクの会
ボランティア団体	5	
若葉台なんでも相談	1	
保護司	1	
NPO法人スポーツ文化クラブ	1	
NPO法人若葉台	1	
管理組合協議会	1	
まつりの会	1	
地区推進員	2	
合 計	58	